

奈良県総合医療センター床頭台等運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という。）における床頭台等運營業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要等

(1) 業務名

奈良県総合医療センター床頭台等運營業務

(2) 発注者

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 院長 松山 武

(3) 業務の内容

「奈良県総合医療センター床頭台等運營業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に示すところによる。

(4) 履行場所

名称：奈良県総合医療センター

住所：奈良市七条西町2丁目897-5

(5) 委託期間

令和7年9月20日 ～ 令和15年3月31日

※契約締結日から委託開始日までの期間を準備期間とし、その期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

※電子カルテ更新時期の変更により、期間を変更することがある。

※翌年度以降の予算において、委託料が減額又は削除された場合、委託者はこの契約を変更又は解除することができるものとする。また、本業務に定められる事項を履行しない時、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約の解除を行うことがある。これらの場合において、受託者は、解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとする。

3 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目：「01（賃貸業務）」で登録している者であること。（本業務に係る選定審査会実施時点において登録が認められている

場合は可とする。)

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 国内において、過去5年以内に、病床数300床以上を有する病院において、本業務と同種又は類似の業務を直接受託した実績を3件以上有する者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 手続等

(1) 問い合わせ先及び提出先

〒630-8581

奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター 財務課 用度係

電話番号 0742-46-6001

メールアドレス sogo-yodo@nara-pho.jp

(2) 参加申請書の提出

- ア 提出期限 持参の場合、令和6年11月21日（木）午後5時まで
郵送の場合、令和6年11月21日（木）午後5時必着

イ 提出先 上記（１）の提出先に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送に限る。

持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間は除く。）。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（１）提出先と事前に電話にて調整すること。

郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 参加申請書（第１号様式）

② 実績一覧表（第２号様式）

③ 会社概要（第３号様式）

会社概要が記載されたパンフレット等を添付すること。

④ 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類（写し）

※参加申請書提出時点で未登録の場合は、申請中であることを証明する書類（写し）で可とする。

オ 提出部数 １部

カ 参加資格確認通知

当該参加申請書の提出者全員に、令和６年１１月２７日（水）を目途に参加資格確認通知をメールにて行う。

キ 辞退の場合の届出

参加申請書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（第９号様式）を持参又は郵送にて、上記（１）の提出先まで提出すること。

なお、その際の提出期限は、令和６年１２月１６日（月）までとし、提出方法は上記（２）ウに準じる。

（３）参考資料の貸与

ア 受取期間 公告日～令和６年１１月２１日（木）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時の間は除く）。なお、資料貸与を希望する者は、希望日時を上記（１）問い合わせ先及び提出先に事前に電話にて連絡すること。

イ 受取場所 上記（１）問い合わせ先及び提出先に同じ

ウ 貸与資料 ① 奈良県総合医療センター平面図

② 床頭台設置一覧

③ 洗濯機パン図面

エ 留意事項 資料貸与当日は、「守秘義務の遵守に関する誓約書」（第４号様式）及び貸与資料受領証（第５号様式）に必要事項を記入・押印した上で、持参す

ること。なお、貸与資料は、企画提案書類の提出期限までに当センターまで返還すること。

(4) 質問及び回答

- ア 受付期限 公告日～令和6年11月6日（水）午後3時必着
- イ 受付方法 本プロポーザルの参加申込者で、質問がある場合は、「質問書」（第6号様式）に必要事項を記入し、上記（1）の提出先に電子メールにて提出すること。他の方法での提出、電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。なお、件名に【奈良県総合医療センター床頭台等運營業務への質問】と明記し、送付後、必ず電話にて到着確認を行うこと。
- ウ 回答方法 受付期間内に受理した質問内容と併せて、上記（2）の参加申請書提出者全員（プロポーザル参加資格を有する者に限る）に、令和6年11月15日（金）を目途に、担当者メールアドレス宛に電子メールにて回答する。なお、回答の際、質問者名は明示せず、再質問は受け付けないものとする。また、質問の回答は、本公示等の追加又は修正とみなすものとする。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、下記により必要な書類を提出すること。

- ア 受付期間 持参の場合、令和6年12月3日（火）
～11日（水）午後5時まで
郵送の場合、令和6年12月3日（火）
～11日（水）午後5時必着
- イ 提出先 上記（1）の提出先に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送に限る。
持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。なお、持参にて提出する者は、提出日時を上記（1）提出先と事前に電話にて調整すること。
郵送の場合、提出期限の日必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

エ 提出物

① 企画提案書（第7号様式）

企画提案書類は、仕様書を踏まえ、次の項目を記述した上で提出すること。

(ア) 実施方針及び実施体制

本業務の実施方針、実施体制図等について記載すること。また、設置までにどういった取り組みを行うのかスケジュールを併せて記載すること。

利用者からの問い合わせや苦情等への対応方法及び患者サービスの向上のための取り

組み等について記載すること。

(イ) 床頭台等の提案

設置を予定している床頭台、テレビ、冷蔵庫等について、その規格や大きさ、特徴等を記載すること。また、洗濯機・乾燥機についても同様の内容を記載すること。

(ウ) 保守管理体制

常駐体制及び人員配置等について記載すること。また、清掃方法及び緊急時の対応等について記載すること。

(エ) 運用方法

別紙「奈良県総合医療センター床頭台等運營業務における運用方法提案条件」を基に、運用方法、料金設定及び収支シミュレーション等を具体的に記載すること。

(オ) 自由提案

当センターの規模や機能を考慮した上で、患者サービスの向上及び職員の負担低減のための提案を記載すること。

オ 提出部数 8部 (正本1部、副本7部)

提出にあたっては、【提出書類の作成要領】を参考にすること。

カ その他

1 事業者につき1提案とし、原則再提出は認めない。

② 見積書(第8号様式)

単価、工数(人、日)、その他必要な経費の区分がわかるように記載した見積内訳書、及び見積条件がわかる資料を添付すること。様式は任意とする。

(6) 選定の手順及びスケジュール

令和6年	10月21日(月)	公告
	11月6日(水)	質問書の提出期限
	11月15日(金)	質問に対する回答日(予定)
	11月21日(木)	参加申請書の提出期限
	11月27日(水)	参加資格確認通知発送(予定)
	12月3日(火)	企画提案書等の受付期間
	～11日(水)	
	12月19日(木)	プレゼンテーションの実施(予定)
	12月25日(水)	選定結果通知(予定)

5 選定方法等

(1) 選定方法

選定に当たっては、当センターが設置する選定審査会において、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションに基づき、別表「奈良県総合医療センター床頭台等運營業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」により、提案の妥当性や運用方法など総合的に参加者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として選定する。

応募者によるプレゼンテーションは、令和6年12月19日(木)を予定しているが、日時、場所等の詳細については別途連絡する。

ア プレゼンテーションを行う者は5名以内とする。

- イ プレゼンテーションに係る想定時間は、説明及びデモンストレーション20分、質疑応答10分の計30分程度とする。説明及びデモンストレーションの時間配分は自由とするが、デモンストレーションの時間を10分以上確保すること。
- ウ プレゼンテーション時には設置を予定している床頭台一式（一般病床用、重症系病床用）等を持参すること。詳細については、別途連絡する。
- エ プレゼンテーションは、参加申請書の受付順に行う。
- オ 提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとし、当日の資料追加は認めない。
また、プロジェクターの使用は可とするが、映写データは企画提案書のみとし、シート・データの追加及び修正は不可とする。ただし、提案を補足する図表等については、追加を可とする。なお、プロジェクターを使用する場合には、企画提案書類提出時に、プレゼンテーション当日に使用する映写データを出力の上、企画提案書類と併せて提出することとする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年12月25日（水）を目途に企画提案書提出者全員に対して電子メールにて通知する。

(3) 契約の締結

選定の結果、最優秀提案者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとし、具体的な業務内容等について当センターと協議し、合意に達した場合に契約を行う。また、選定された最優秀提案者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合、及びその他の理由において最優秀提案者との契約が締結できない場合は、最優秀提案者の優先交渉権を取り消し、次点者を契約相手方とし、契約交渉を行う。

(4) 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当する

ことを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 本契約に係る下請契約に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(5) 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記（4）のアからキまでのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記（4）中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

6 その他

- (1) 応募者は、当センター及び第三者が所有する土地に無断で侵入し、調査等を行わないこと。
- (2) 企画提案書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された企画提案書類は返却しない。また、原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (4) 企画提案書類提出後、当センターの判断で提出者に補足資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (6) 選定結果として、企画提案書類を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書類の情報開示を行う場合がある。
- (7) 募集及び契約については、当センターの都合により中止することがある。
- (8) 契約後において、書類提出後に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがある。